

平成15年5月28日(水)

於・国土交通省11階特別会議室

交通政策審議会観光分科会速記録

国土交通省

目 次

1.開 会	1
1.会長選任	2
1.国土交通副大臣挨拶	3
1.議 事	
(1) 観光白書の諮問	
・「平成 14 年度の観光の状況に関する年次報告(案)及び平成 15 年度 において講じようとする観光政策(案)」の説明	4
(2) 観光部施策の説明	10
・ 「最近の政府部内での観光振興に向けた取組みについて」	
・ 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」	
・ 「観光交流空間づくりモデル事業等」	
・ 「ゆとり休暇、SARS対応等」	
(3) 観光白書等審議・討論、答申	17
1.閉 会	29

開 会

北本企画調査室長 まだ何人かお見えでない委員の方もいらっしゃいますけれども、お時間も若干過ぎましたので、ただいまから交通政策審議会観光分科会を開催いたします。本日は、委員の先生方、大変お忙しい中を交通政策審議会観光分科会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、国土交通省総合政策局観光部企画課企画調査室長の北本と申します。

まず初めに、定足数についてでございますけれども、交通政策審議会令第8条によりますと、委員の過半数をもって会議の定足数となっております。本日は、委員総数11名のうち、代理も含めまして、現在のところ8名の委員が出席となっておりますので、本分科会は成立していることを御報告申し上げます。

次に、配付資料について御確認させていただきたいと思っております。

お手元に資料を積んでございますけれども、1枚目が観光分科会の議事次第で、その下に資料一覧の一枚紙がございます。

続きまして、資料1でございますが、「交通政策審議会観光分科会 委員名簿」、資料2といたしまして「交通政策審議会観光分科会運営規則」、資料3といたしまして、交通政策審議会に対する諮問でございますけれども、国土交通大臣より交通政策審議会会長に諮問をさせていただいております。

申しわけございませんが、この資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。交通政策審議会の奥田会長様より交通政策審議会観光分科会への付託をいただいておりますので、御報告させていただきます。

続きまして資料の説明でございますが、資料4が観光白書に係るものでございます。最初に要旨ということでカラー刷りの3枚紙と10枚ほどの冊子、「観光の状況に関する年次報告」といたしまして、やや分厚い資料、「15年度において講じようとする観光政策」でやや薄いものでございます。以上の4セットが資料4でございます。資料5といたしまして「観光部施策の説明資料」でございます。

それ以外に参考といたしまして、「観光立国懇談会報告書」、「グローバル観光戦略」のパンフレット、「YOKOSO! JAPAN」の小さいパンフレットもお配りさせていただいております。

以上御案内いたしました資料で抜けているものがございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

続きまして、委員の皆様方の任命につきまして、事務的な御報告をさせていただきたいと思います。

交通政策審議会委員であります奥谷委員、堤委員、鳥飼委員、室伏委員、廻委員におかれましては、国土交通大臣より、去る3月13日付をもちまして委員に任命されました。

臨時委員の二井委員、西村委員、向山委員におかれましては昨年に引き続き、また、新町委員、中村委員、福川委員におかれましては、今回新たに国土交通大臣より、平成15年5月28日

付をもちまして臨時委員に任命されました。

それでは、本日御出席の委員の方を御紹介申し上げます。

お名前を申し上げます。

奥谷委員でございます。

堤委員でございます。

鳥飼委員でございます。

室伏委員でございます。

廻委員でございます。

中村委員は現在こちらに向かわれているかと思えます。

西村委員でございます。

向山委員でございます。

また、福川委員につきましては、代理の方の御出席をいただいているところでございます。

会長選任

北本企画調査室長 続きまして、本分科会の会長の選任をお願いいたしたいと思えます。

交通政策審議会委員の任期が本年3月12日に切れまして、改めて委員の任命をさせていただいております関係で、本分科会会長も新たに選任していただきます。

交通政策審議会令第6条第3項の規定によりますと、会長は、交通政策審議会委員の皆様の互選により選任するということになっております。

どなたかを御推薦賜ることができればと存じますが、いかがでございましょうか。

廻委員、お願いいたします。

廻委員 僭越ではございますけれども、室伏委員にこのままお続けいただければと思えます。広い御見識と御経験をまた生かしていただければと思えますので、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

北本企画調査室長 皆様に御異議がないようでございますので、それでは、室伏委員、いかがでございましょうか。

室伏委員 ただいま皆様から御推薦いただきましたので、はなはだ僭越ではございますが、お受けしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

北本企画調査室長 それでは、室伏会長、以後の議事をよろしくお願い申し上げます。

室伏分科会長 ただいま皆様の御推薦によりまして、当分科会の会長を務めさせていただくこ

とになりました。各委員におかれましては、どうか御協力をよろしくお願い申し上げます。

国土交通副大臣挨拶

室伏分科会長 それでは、議事に入ります前に、国土交通省から御挨拶をいただきたいと存じます。

国土交通省からは吉村剛太郎副大臣がお見えでございますので、御挨拶をいただきたいと存じます。

吉村副大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

吉村国土交通副大臣 御紹介いただきました国土交通副大臣の吉村でございます。

きょうは、交通政策審議会観光分科会を持たせていただきましたところ、委員の先生方には、大変お忙しいところを御列席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、室伏先生には、引き続き会長職を担っていただく次第でございます、何とぞよろしくお願いをしたいと、このように思う次第でございます。

皆様方のお顔ぶれを拝見いたしますと各界各層を代表する皆様でございます、今、我々国といたしまして、まさに国家戦略としての観光振興に力を入れようという決意も新たにしているところでございまして、そういう面におきまして、皆様方の多方面からの御意見を伺えるということで、大変参考になると思う次第でございます。

本日は、本来ならば扇大臣が皆様方に親しく御挨拶をすべきところでございますが、御存じのように国会開会中でございます、失礼をしておる次第でございます。皆様方にくれぐれもよろしくということをお伝え申し上げたいと思っております。

こういう景気状況の中で、小泉内閣といたしましても、観光を国家戦略の一つの柱としておるのは今申しましたとおりでございますが、経済波及効果が 50 兆円とも言われております。また、雇用吸収力も 300 万を超すと、このようにも言われておる次第でございます、観光に力を入れるということは、まさに 21 世紀の我が国にとっては大変大きなポイントである。このように思って、政府を挙げてこれに力を注いでいきたいと、このように思っておる次第でございます。

きょうは、白書の御説明をさせていただき、それに関するいろいろな御意見、また、その他幅広い御意見も伺わせていただきたいと思っている次第でございます、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、先生方、今日はお忙しいところを御列席いただきまして、また、いろいろと御意見を賜りますこと、心から御礼を申し上げますと同時に、これからの我が国の観光振興のために、皆様方のお知恵、お力をお借りしたいと心からお願いを申し上げます、大変粗辞簡単ですが、一言御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

室伏分科会長 吉村副大臣、大変結構な御挨拶をいただきまして、ありがとうございました。
なお、吉村副大臣は、所用のため、この後御退席なさいます。
どうもありがとうございました。

吉村国土交通副大臣 今日は、どうもありがとうございました。失礼いたします。

議 事

(1) 観光白書の諮問

・「平成 14 年度の観光の状況に関する年次報告(案)及び平成 15 年度において講じようとする観光政策(案)」の説明

室伏分科会長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

観光基本法第5条第2項の規定に基づきまして、「平成 15 年度において講じようとする観光政策(案)」につきまして、国土交通大臣から本審議会に対しまして諮問がなされておりますので、国土交通省より、まず、その内容について説明をしていただきたいと思います。また、あわせて平成 14 年度年次報告についても説明をお願いいたします。

金澤観光部長 国土交通省総合政策局観光部長の金澤でございます。

それでは、私から、ただいま会長からございました諮問事項、「平成 15 年度において講じようとする観光政策」並びに「平成 14 年度 観光の状況に関する年次報告」に関しまして、御説明を申し上げます。

大変大部な白書でございますので、恐縮ですが、20 ページほどの要旨版を使って御説明をさせていただきます。

初めに、目次をごらんいただきますと、この白書の構成が書いてございます。トピックスということで観光をめぐる最近の話題を冒頭御紹介し、その後、平成 14 年度の観光に関する年次報告、そして 15 年度において講じようとする観光政策、このような3部構成で白書は構成されております。

1ページをおめぐりください。

まず、観光をめぐる最近のトピックスを紹介しております。

ただいま室伏会長からも御示唆があり、また、吉村副大臣から御挨拶で申し上げましたとおり、最近において、ようやくと申しますか、政府部内においての観光振興に向けての取り組みの機運が高まってまいりまして、後ほど御説明申し上げます小泉内閣総理大臣自ら主宰しての「観光立国懇談会」の開催がこの1月から4月までであり、その提言等も出たことを紹介いたしております。

また、本年4月から、これまた、堤委員を初めとして観光分科会の委員の皆様にも大変な御努力をいただいておりますビジット・ジャパン・キャンペーンの官民を挙げての推進体制が確立し、4月以降キャンペーンに取りかかったところでございまして、そうしたことの御紹介をここで触れております。

以下、個別にすべて御紹介する時間もございませんので、二御紹介申し上げますと、近年の課題としては、4番にございますように、イラク戦争、その後のSARSといった国際的に大きな事件の発生によりまして、観光はさまざまな面で大きな影響を受けております。そうしたことに對する措置等についても御紹介をいたしました。

また、5番目のトピックスとして、昨年、日中国交正常化30周年を記念いたしましての大きな文化観光交流事業を中国において実施したこと、あるいは、積年の課題でもございます年次有給休暇の完全取得のためのゆとり休暇取得促進事業の展開、あるいは、沖縄においてエコツーリズムの国際大会が開催されたこと等をトピックスとして御紹介をしております。

続いて、第1章、次のページをごらんください。

まず、「観光の現状」ということで、国内観光、国際観光の現状から触れております。なお、この白書は、旧総理府から国土交通省にその取りまとめが移管されてから、国土交通省の取りまとめの白書としては2回目の白書ということになるのでございますが、統計資料等については、これまでの継続性の観点から、引き続き同様の調査、同様のデータを収集しておるところでございまして、1ページ目にございます国内の宿泊旅行の動向。赤い線が1人当たりの年間の宿泊数で、一時3回程度いっておりました宿泊回数が下がってきております。しかし、ようやくこの14年度に来て対前年度少しプラスに転じたということ。あるいは、下の青線は1人当たりの年間の国内宿泊旅行の実施回数でございまして、これもこの5年間低下を続けておりましたところ、ようやくここに来て横ばいぎみになっているということでありまして、私どもとしては、ぜひこの辺で底を打って、これから国内の観光についてもさらに発展していくように施策を講じていきたいと考えております。

下のグラフは、これも御案内の図でございまして、日本人の海外旅行者数が上の青い線、下の赤い線が我が国を訪れていただく外国人旅行者の数でございまして。訪日外国人旅行者数は、昨年史上初めて500万人台を超えましたけれども、我が国を訪れる海外旅行者に比べますと、なお3分の1以下という大きな格差がついております。この格差の是正が現在観光行政に課されている最大の課題の一つでございまして。

2ページに参ります。

「観光関連支出の推移」でございまして、非常に不況が長期化しております中で、消費支出の中でも旅行関連支出が抑えられている状況が浮き彫りになっております。平成14年度の旅行関連支出は13万1,000余円にとどまっております。低迷する旅行消費というものがデータの上からもはっきりと出ておるわけでありまして。

しかし一方で、国民の旅行に関する意識というか希望は相変わらず非常に強いものがございまして。下の表は、国民の余暇活動において、どのような活動に参加したいか、あるいは実際に参加したかというアンケートでございまして。これは自由時間デザイン協会の調査でございまして。これによりますと、行きたかったけれども行けなかった需要を潜在需要と考え、これを赤いグラフでとっておりますが、ことしもまた海外旅行が潜在需要として一番強いということ。国内については、かなり安近短で旅行に行っている方は多いのですけれども、相変わらずもっと行きたいという方が多いということで、海外旅行あるいは国内旅行が国民の余暇活動の中で最も強い需要がある

ことが浮き彫りになっております。

3ページの訪日外客の動向については、円グラフが国別の訪日客の割合でございまして、右側にはグラフになっておりますが、韓国が127万人ということでナンバーワンで、日本を訪れていただく方が一番多い国でございますが、以下台湾、アメリカ、中国、香港といった順番になっておるということを示しております。

一番下、「観光の経済に与える影響」については、50兆円・400万人産業である。波及効果も入れるとそうした大きな規模の経済効果を我が国に与える大切な産業であるということを訴えております。

4ページからが第2章でございまして、訪日外国人と日本人海外旅行者との間の大きな格差を埋め、一刻も早く訪日外国人旅行者数を増加させる、なかんずく、小泉総理大臣が先般1月に国会の施政方針演説で明らかにされましたとおり、2010年を目標に倍増したいという目標が国家目標として掲げられております。その観点で、ここでは我が国の国際観光の受け入れ客の動向について分析をしております。

上の表は、1990年当時のアジアにおける外国人旅行者を受け入れている国のランキングで、それと2001年、一昨年の受け入れ者数の国別ランキングを比較してみますと、日本は、総合的な受け入れ者数では伸びているものの、ランキングは5位から9位に落ちているということを示しております。

また、そうした外国人の方々が我が国に訪れた際にどういう地域を訪れているかという点を2番で示し、その際、我が国の各地を回る際に、外国人の旅行者の方々が日本においてどのような問題を感じているかということも4ページから5ページにかけて記載してございますが、我が国の主な交通機関、主な観光施設に対する外国人の方々の率直な評価として、プラスの評価もございますものの、一方で、引き続き日本の観光施設あるいは交通施設に対してはマイナスの評価も見られるということでございます。

5ページの下段からは、外国人旅行者の受け入れに関する地域の取り組みについて、今年アンケートを実施しました。特に昨年、サッカーのワールドカップを我が国が主催したということもございまして、各地域で外国人の受け入れについて非常に関心が高まった年でもございましたが、5ページから7ページにかけて分析しておりますように、市町村における取り組みはまだ外国人の受け入れについては不十分でございます。5ページの一番下にありますのは、市町村が既に実施しております対策、取り組みについてのアンケートですが、3割強の自治体が、ようやく外国語版の案内パンフレットあるいはガイドブックの作成・配布をしているということではございますものの、そのほかの取り組みについてはまだ多くの自治体が手つかずという状態にあること。あるいは、6ページ以下、観光関連施設においても、これは関連施設ですから、市町村の取り組みに比べますと外国人の受け入れに対する取り組みは進んでおりますものの、まだ我が国の観光施設において多くの地域で外客受け入れの対策がとられているとは言えないという状況が明らかになっております。

7ページの中段からは、外国人旅行者の訪日促進について、政府が最近取り組んでいる動きを御紹介しております。

先ほど申し上げました、小泉内閣総理大臣の施政方針演説において、国としての観光立国の姿勢を国会で明らかにしたことで、これは昨年2月でございます。国会において、国として外国人の方をお迎えしようということを、ワールドカップの年でもございましたので、そうした姿勢を明らかにされました。

それから、昨年6月でございますが、小泉内閣の骨太方針の中で、経済活性化戦略の一つの柱としての観光産業の活性化ということが初めて小泉内閣の方針の中でも明記され、昨年の春以降、政府部内の副大臣会議において観光振興に関する議論が行われ、その成果が報告書として7月に取りまとめられました。

また、年末には、国土交通省で関係府省と協議をいたしまして、今後の観光に関する戦略、「グローバル観光戦略」と呼んでおりますが、それを策定し、閣議において扇大臣から御報告をいたしました。

本年においては、いよいよ初めて小泉総理大臣が我が国の観光の促進を数字を挙げて、すなわち、ようやく500万人を突破した訪日外国人旅行者数を2010年までに倍増させるという具体的な目標を掲げて国会の場で明らかにされ、この3月には、国土交通大臣が座長となりまして、官民の関係51団体・企業の参加を得て「グローバル観光戦略を推進する会」が開催され、そこにおいて堤日本ツーリズム産業団体連合会会長からグローバル観光戦略の推進のためのアピールが提案され、議決されました。

そして、先ほど御紹介申しましたが、1月には、小泉総理が自ら主宰する形での観光立国懇談会が開催されまして、4月までの4回、いずれも多忙な総理が毎回最初から最後まで座って観光の話を聞いていただいたということを御報告させていただきますが、そうした観光立国懇談会の結論が、この4月に報告書として取りまとめられまして、それをただ提言ということではなくて、政府として正面から受けとめるための政策としてこれを実現していくための観光立国関係閣僚会議が開催されたこと、こうしたことを紹介いたしております。

8ページの後段からは、ビジット・ジャパン・キャンペーンが4月から開始されましたが、我が国は、これまでは国際観光振興会が中心となってインバウンドの仕事をしていただいておりますが、他の国々と比べて非常に少額の予算であったということを明らかにしております。そしてまた、今後訪日客の飛躍的な増大のためには、国、自治体、そして民間の皆様と共同した形での取り組み、つまり、国を挙げての取り組みが行われねばならないこと、そうしたもののキャンペーンとしてのビジット・ジャパン・キャンペーンの事業について紹介しております。

9ページでございますが、14年度において補正予算を確保して、キャンペーンの前段階という意味で、ビジット・ジャパン・キャンペーンの海外関係者の招聘事業をJNTO等の御協力をいただいて実施いたしましたことをご紹介します。

9ページの後段からは課題でございます。これも幾つもの課題がございます。コスト高の問題、アクセスの問題、魅力のある観光交流空間をつくるという課題、そうした課題から、日本の観光魅力の情報発信、あるいは国内において外国人がひとり歩きできるような標識、案内所の整備といったことが課題として指摘してございます。

10ページ以降、外国人訪日促進の施策の紹介をさせていただきますが、国際観光振興

会での広報・宣伝活動においては、特にウェブサイトの充実によってかなりのヒット数があること、あるいは諸外国の在外公館においても観光宣伝を力を入れてやっていただくように取り組んでいただいていること等を記述いたしました。

そのほか、外国人の訪日促進施策として、ここにありますように、体制整備、あるいは、低コストという問題が我が国はアジアの他の国と比べて非常に問題でございまして、低コストによる外国人の旅行サービスの提供の課題、あるいはコンベンションの誘致に向けての取り組みをしておりますが、そうした御紹介をしております。

5 番目ですが、昨年、政府として特に中国との間で大きな観光交流事業を実施したことを御紹介するとともに、日韓、日米、日豪、オーストラリア等々との国の間で政府レベルでの取り組みを紹介させていただいております。

外国人の訪日促進のために非常に大切な課題として出入国手続の円滑化の問題がございませう。こうした問題についても昨年の施策について簡潔に御紹介をしております。

さらに、先ほども触れましたワールドカップを契機とした我が国の観光振興のさまざまな施策を詳述いたしました。

12 ページからは国内観光の課題でございまして、第4章として記述してございます。

「国民の観光需要の喚起」というものは非常に大切な課題でございまして、昨年の取り組み、旅フェア、リアル・ジャパン・キャンペーンという国内観光旅行のキャンペーン事業の展開、情報システムの問題、全国の観光情報センターの整備といったことを紹介いたしました。

「休暇取得の促進」も国内観光振興の観点から極めて大切な課題でございまして、そうしたことに関する昨年の取り組みと我が国の労働者が、与えられている有給休暇の 18 日に比べて実際に取得した日数が 8.8 とまだ5割を切っているという状況を御説明しております。諸外国に比べて極めて消化率の悪い状況にあるということを御紹介しているものでありまして、さらに 12 ページの下段には、有給休暇を消化することによって、これは完全取得した場合の経済効果でございまして、12 兆円近くの大きな経済効果があるということを紹介いたしました。

13 ページにまいりまして、昨年はゆとり休暇取得のキャンペーンを展開したところでございませう。

あるいは、インターネット取引の拡大に伴うさまざまな対応、あるいは旅行業法の消費者のサイドからの法律、規制の改定の取り組み、さらには出入国をめぐる日本人の海外旅行を円滑にするための取り組みといったことを紹介しております。

第5章、14 ページに参りますが、我が国の観光交流空間をどのように形成していくのかという課題でございまして、観光資源を活用した様々なまちづくりプログラムの推進、自然ガイドといったガイドの造成の促進、伝統芸能の活用等々、地域における様々な観光資源の活用の取り組みを紹介しております。

また、昨年度は、そうした地域における取り組みで極めて観光の振興に成果の上昇した地域において、そうした地域おこしに先頭に立って取り組んでいただいた方々を「観光カリスマ」として、これを選定する事業を始め、本日御出席の廻委員にも選定委員会に入らせていただいておりますが、「カリスマ百選」に向けて、現在選定をしているところでございませう。そうしたことを紹介してお

ります。

「観光地の環境づくり」その他の14年度の取り組みも簡潔に記述いたしました。

第6章は観光にかかわる旅客輸送の充実の面で、特に昨年は東北新幹線の一部開業、羽田における深夜便の増加等の充実がございましたので、そうしたことを紹介しております。

第7章では観光産業の動向について昨年度の状況を報告いたしますとともに、第8章では、観光に極めて肝要である安全確保対策についての昨年度の施策を紹介いたしております。

17ページは、15年度において講じようとする観光政策の要旨でございます。

まず、外国人に我が国にもっと多く来ていただくためのキャンペーンでございまして、先ほど御紹介申し上げたビジット・ジャパン・キャンペーンについては、本年度予算、中核事業としては国費20億円を確保いたしまして、既にキャンペーンの実施本部を4月以降立ち上げて取り組んでいるところでございます。

事業の基本方針が3月末の第1回のグローバル観光戦略を推進する会で策定されました。17ページ上段にございますような基本的な方針が採択されております。

その基本的な方針に基づいての施策でございますが、メディアミックスの活用によるキャンペーン、メディアセールス、イベント、ツアー商品造成支援、日本における旅行のトラベルスペシャリストを養成する等々の施策が推進されることとなっております。

また、国際観光振興会は引き続きインバウンド観光の事業の先頭に立っていただくという観点から、様々な事業の紹介をしております。

また、観光立国懇談会で各委員から御指摘のあった在外公館の活用という点でございますが、17ページから18ページに記述してございますように、我が国の公館をもっと活用して、我が国の外交官も訪日旅行促進の先兵になっていただくということを、今年度以降具体的に進めていきたいと考えております。

18ページの4でございますが、外国人の方を受け入れるための交流の促進の施策を今年も進めてまいります。様々な形での継続事業もそうですし、新しい技術を活用しての外国人向けの交通系のカードの工夫などもしてまいりたいということを御紹介いたしております。

国際協力の推進その他の課題については御説明を省略させていただきます。

19ページからが国民の観光旅行促進の取り組みでございます。

今年は、ゆとり休暇取得のための具体的な環境整備をしていく事業を実施したいと思っております。いろいろなお知恵も委員の先生からお借りして進めていきたいと考えております。

特に、旅行需要が冷え込んでいる中で、旅行需要の喚起は当面大きな経済効果があると思っておりますので、国内観光のレベルアップなどの運動、昨年から引き続いてリアル・ジャパン・キャンペーンの推進、あるいは旅フェア、これは先般4月に横浜で開催いたしました、小泉総理も御出席いただくなど非常に盛り上がりを見せております。こうした事業の成果を具体化していくこと等を今年度取り組んでまいります。

また、海外旅行の円滑化のための出入国管理手続の円滑化にも取り組んでまいりわけですが、本年については特に、先ほど御紹介したSARSの問題等もございまして、感染症の予防対策といったことも重要な課題として取り組んでいく必要があると考えております。

国内観光交流空間の取り組みでございますが、これまではプログラムの策定をする支援、そういう計画をつくる支援事業をやっておりましたが、これを具体的なまちづくりに生かすようなモデル事業を始めたいと考えておりました、(1)にございますような観光交流空間モデル事業を開始させたいと考えております。引き続きプログラムの策定も地域によっては進めていきたいと思っております。

そのほか、これまでも進めてきたような施策について、さらに工夫をして、観光交流空間の形成が進むような国土交通省を挙げてのお手伝いをさせていただきたいと考えておりました、19 ページから 20 ページに様々記述してございますけれども、こうした取り組みを今年もさらに深く掘り下げて施策を実施していきたいと思っております。

第4章、第5章については省略させていただきます。

第6章でございます。観光に関する安全確保のための取り組みで、SARSの問題については後ほど御紹介申し上げますけれども、旅行に関する安全を脅かすような出来事が世界各国で起こっておりますので、私どもとしては、日本人の海外旅行者が安全に旅行できるような施策にも引き続き取り組んでいきたいと考えております。そうした取り組みをまとめたところでございます。

以上、時間の関係で大変急いだ説明になりましたが、「平成15年度において講じようとする観光政策」並びに「平成14年度観光の状況に関する年次報告」の案を説明申し上げます。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

(2) 観光部施策の説明

- ・「最近の政府部内での観光振興に向けた取組みについて」
- ・「ビジット・ジャパン・キャンペーン」
- ・「観光交流空間づくりモデル事業等」
- ・「ゆとり休暇、SARS対応等」

室伏分科会長 続きまして、国土交通省観光部から、現在の施策の取組みについて御説明をお願いいたします。

前田企画課長 観光部の企画課長の前田でございます。

資料5で観光部施策についていろいろな資料をおつけしてございますが、私からは、その最初の「最近の政府部内での観光振興に向けた取組みについて」ということでございます。これは、観光白書の第2章の第3節、「外国人旅行者の訪日促進に関する政府の最近の動き」というところで説明がなされているわけですが、私から、この資料に沿いまして、若干内容をお話しさせていただきます。

資料5の1ページでございますが、最近の取組みということで、平成14年2月から現在に至るまでどんな動きがあったかということを一覧にしてございます。順番に簡単に御説明させていただきます。

まず、2ページでございます。これは昨年2月の小泉総理の施政方針演説でございますが、昨年はワールドカップがあった関係で、「(はじめに)」というところの2行目の下の部分ですが、「我が国の文化伝統や豊かな観光資源を全世界に紹介し、海外からの旅行者の増大と、これを通じた地域の活性化を図ってまいります。」と、ワールドカップを機に観光振興を図ろうということが施政方針演説の中で具体的に述べられております。

ちなみに、「(外交の基本姿勢)」では、左側の四角でございますが、そこでも、「韓国との間では、ワールドカップ・サッカー大会を共催します。ビザの大幅緩和、航空輸送力の増強と相まって、両国間の人の往来が一層促進されることを期待します」という言及がなされております。

次に、3ページが先ほどの骨太方針の関係でございます。昨年の6月の閣議決定でございます。経済活性化戦略では、具体的には六つの戦略があったわけですが、その4番の「産業発掘戦略」というところで観光についてかなり詳細に書かれております。

そこに幾つか項目がございますが、最初の三つは基本的な方向性で、例えば平成14年度から外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築すること、地域特性を生かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し内外に発信すること、さらには、観光地の地域間競争を促進させ、地域みずからの努力を喚起し、地域独自の取り組みを促すことが記述されております。

次は休暇の関係が述べられておりまして、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨することや、長いこと懸案になっておりますが、観光客誘致のためのビザ発行の規制緩和を行うことについて触れております。

こういった骨太戦略の中で、産業発掘戦略の一環として観光に関する部分が幾つか規定されたところでございます。

次の動きでございますが、1ページ飛ばして5ページでございます。昨年7月に「観光振興に関する副大臣会議報告書」が取りまとめられました。実際の作業は3月から始まったわけですが、提言は7月に取りまとめられております。

内容は、まず観光を通じた交流が果たす重要な役割を見直すということで、観光は大きな経済波及効果がある、これはもとより、観光というのは家族との語らいの機会を与える、さらには学習体験の機会、自己啓発の機会にもなり、ひいては歴史、文化伝統の価値の見直しにもつながっているという観光の意義について見直し、かつ、確認がされております。

これに基づいて、その下に提言ということで、提言1は観光から観光交流へ。これは当時取りまとめをなされました佐藤副大臣が、観光というのは物見遊山的な観光、静的な観光ではなくて、もっと能動的に、行った先での交流というものがあって初めて本当の観光といえるということで、観光から観光交流へ、そういった役割、価値を見直して政策を推進していくというのが提言の一つです。

提言の二つ目ですが、文化・観光大国へイメージを改革していく、さらには訪日外国人旅行者誘致を強化していくということでございます。

提言3は、休暇の長期連続化、分散化を通じて日本型の長期家族旅行の普及定着を図っていくということです。

提言4は、地域の多様な資源を活用した観光交流の空間づくりを推進していくこと。

最後の提言5が、観光振興について関係府省の施策の連携・協力を推進していくといった提言としてまとめられております。

6ページでございますが、先ほど観光白書の方でも御紹介がありましたグローバル観光戦略ですが、これは昨年の12月24日に策定されたものでございます。訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数との格差をできるだけ早期に是正することを目標としております。

その下に四つ戦略が掲げてございまして、戦略1は、後ほど説明がありますが、ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心とする外国人旅行者訪日促進戦略です。

戦略2は、外客訪日を促進する裏返しと申しますか、受け入れ体制を整備しなくてはならないということで、これも後ほど説明がありますが、観光交流空間づくり、こういったものを中心とした外国人旅行者の受け入れの戦略です。

戦略3は、戦略1、戦略2のバックグラウンドになるようなものでありますが、観光関連産業の意識転換、さらには、企業間連携の強化をして観光産業そのものを高度化しなくては戦略1、戦略2を推進していく上でうまくいかないだろうという意味での観光産業高度化戦略、これが戦略3でございます。

戦略4も、戦略を推進していく上での重要な要素となります。まず、関係府省が一丸となってやらなくてはならない、さらには官民一体となって取り組まなくてはならない、そういった推進の戦略が戦略4でございます。

こんな形で、基本的には中央、地方、さらには民間がそれぞれの役割を十分に果たして、この戦略に基づいて実施していくという形で策定されたものでございます。

7ページでございますが、これも先ほど御紹介がありました観光立国懇談会の関係でございます。

本年の1月に総理のもとで開催された懇談会でございまして、観光立国を目指して国としての統一的な方針のもとに戦略的に取り組んでいくということを目的に設置された懇談会でございまして、8ページに観光立国懇談会のメンバーをおつけしております。木村尚三郎先生に座長をお願いしまして、ご覧の委員の方で懇談会が開催されました。

9ページは観光立国懇談会の経緯でございますが、第1回が1月24日に開かれて、最終回第4回が4月24日で、この場で観光立国懇談会の報告書が内閣総理大臣に提出されております。

10ページ以降は観光立国懇談会の報告書の骨子でございます。時間の関係で詳細な説明は割愛いたしますが、2部立てになっておりまして、一部が「観光立国の意義」、一部が「観光立国実現への課題と戦略」という形で、ご覧のメンバーの先生方から非常に貴重な御提言をたくさんいただいております。

これを受けまして、16ページでございますが、観光立国関係閣僚会議で、これは5月21日に開催されております。閣僚会議の構成員は全閣僚でございまして、「この会議の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。」と5. に書いてございます。基本的な取りまとめを国土交通省で行うということになっております。

19ページでございますが、閣僚会議の場で、「今後の取組みについて」ということで、一番上に書いてございますが、「懇談会の報告書を受けて、まずは7月中を目途に、観光立国実現に向け

たアクション・プログラムを策定する。」とあり、いろいろな御提言が観光立国懇談会報告書に指摘されておりますが、それを具体化させたアクションプログラムというものを7月中を目途に策定するというごさいます、次の20ページに「観光対策関係省庁連絡会議の設置について」という資料がごさいます。閣僚会議の翌日の22日に関係省庁連絡会議を開催しまして、私ども国土交通省が取りまとめを行っておりますが、アクションプログラムの内容について、現在各省で作業中という段階でごさいます。

経緯について、簡単でごさいます、以上でごさいます。

甲斐国際観光推進課長 続きまして、国際観光推進課長の甲斐と申します。私からは、先ほど部長からも説明がありましたビジット・ジャパン・キャンペーンの現状等につきまして、簡単に御説明を差し上げたいと思います。

22ページをお開きいただきたいと思ひます。

ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施体制は、実施本部というものを置きまして、扇大臣を本部長にしまして、本日お越しの堤委員、中村委員、向山委員、先ほど御挨拶しました吉村副大臣を副本部長にお願いしております。3月に一度、このキャンペーンの実施方針につきまして、先ほど説明がありましたように決定しております。

その下に執行委員会を置いております。国土交通省総合政策局長、三沢局長を委員長に据えまして、本日お越しの中村委員、向山委員にも御参加いただいております。この委員会でキャンペーンの実施事業につきまして執行を管理していただくということになっております。

その下に、4月1日に事務局を立ち上げまして、事業の日常的な実施を行うこととしております。この事務局には、事務局長に民間の方を据え、常勤の事務局員は次の23ページにありますけれども、ご覧のように官民から実務的な常勤職員が集まって、キャンペーン事業について取りまとめを、事業実施も含めてやられております。

基本方針に基づきまして、今のところ、作業部会としては市場ごとに設けております。米国、韓国、台湾の各部会に加え、中国と香港は同じ部会で議論しております。それから、国内の広報といったものを中心に、横並びで共通事項を議論する国内広報部会といったものもやっております。今、5部会が動いております。

24ページですが、先日5月22日にビジット・ジャパン・キャンペーンの執行委員会を開催いたしまして、上期の事業計画案について決定しております。

25ページから簡単に事業の概要を掲載しておりますので、この資料に沿ひまして御説明を差し上げますが、残念ながら、訪日ツーリズムの促進にとって現在非常に厳しい時期でございまして、特にターゲットとしていた五大市場のうち台湾、中国、香港がSARSの影響を受けておりますので、新たな事業展開に着手しがたいということもごさいます。当面、韓国、米国といったSARSの影響のない市場において実行できるものについて取りかかろうと思っております。

市場ごとに簡単に御紹介いたしますと、今考えておりますのは、韓国では団体旅行は定着をしているということでごさいます、これから具体的に需要が非常に期待できる層につきまして、新たな切り口のツアーや、教育旅行など、地方自治体と連携して実施していきたいと思ひます。

6月には韓国国際観光展(KOTFA)がありますので、そこにビジット・ジャパン・キャンペーンとしても参加をして、いろいろな商談会も含めて、そういった場を設けていこうと思っております。部会では40~50代の主婦層のターゲットが議論されております。上期につきましては、東北の温泉宿泊といった具体的なものをテーマにして、そういうものを打っていこうと思っております。

米国市場につきましては非常に巨大な市場でございます。まだまだアジアに人がたくさん来るという状況ではございませんが、日本にとっては第3位の訪日客送り出し国でもありますので、当面ビジット・ジャパン・キャンペーンとしては、6,500万人ぐらいいらっしゃるシニア層をターゲットといたしまして、ここにありますような全米退職者協会といった協会も組織されておりますので、そこへの働きかけを通して、日本特有の文化・産業といったものを、特にスペシャル・インタレスト・ツアーといったものを中心に開拓を図っていこうと思っております。

具体的事業例では、メトロポリタン美術館で岐阜の織部焼の織部展をやるというイベントがございまして、その際日本の文化をあわせて紹介をしていこうというようなことが挙がっております。

26ページですが、台湾、中国、香港につきましては、先ほど申し上げたようにSARSが終息次第、直ちに事業を開始できるように準備を整えておこうということでございます。

27ページの「国内事業」でございます。日本国民の間に訪日ツーリズムの重要性に対する理解を求めて、昔、「いい日旅立ち」のキャンペーンがありましたけれども、そういったものを意識しながら国民的な運動にしていきたいと考えておまして、そのための国内広報事業を進めようと考えているところであります。

執行委員会では、このほか委員の先生方から幾つか意見が出ておまして、例を挙げますと、2005年に愛知万博が名古屋で開かれますので、そういったテーマをきっかけに訪日旅客の一層の促進を図るというVJCとの連携を考えるべきである、それから地域との連携では特に東京都も最近観光を非常に熱心に進めておりますので、東京都との組織的な連携を考えるべきである、あるいは、世論調査で日本の人たちが訪日旅客の増加に対してどういう意見をお持ちなのかといったものも行いながらVJCを進めるべきである、あるいは教育の観点から、小中高校といいますが、そういった場でのVJCの普及を図る取り組みをすべきとか、SARSがこれだけ影響して、心理的な面、感情的な面で観光のリバウンドに対して障害にならないように、そういった面でも対策をとるよといった御意見がありました。

具体的な事業としてはこういうものを上半期に考えております。9月ごろに再度事業の見直しなり事業計画を、後期のものを含めて進めていくことになっております。

以上で私の説明を終わります。

真鍋観光地域振興課長 28ページ、29ページで、私の所属しております観光地域振興課で新しく始めた仕事の中身を紹介させていただきます。

まず、28ページでございますが、「観光交流空間づくりモデル事業」というものを今年度からスタートいたしました。観光を契機として、観光客と住民が交流する空間をつくっていきたいということでございます。

左上に「構想」と書いてありますが、地域がみずからの個性、特性を生かして観光戦略を考える場合、そのときにハード、ソフトの充実が必要になってまいります。そういう構想を複数市町村が連携してつくってまいりましたときに、それがいいものであれば国土交通省で総合的に応援をするということでございます。

国土交通省は旧運輸省、旧建設省など4省庁が統合して誕生いたしました。従来観光は旧運輸省でやっておったわけでございますけれども、統合した省庁の施策を見ますと、まちづくり、地域づくり、地域整備、さまざまなソフト、ハードの施策がございます。こういうものを総合的に投入してすばらしい観光地をつくっていかうというものでございます。

観光立国懇談会の中でも、この資料の14ページにその必要性が書かれておるのですが、「魅力を活かす環境整備」ということで、4.の「(1) ハード・ソフトのインフラ整備を」ということが書かれております。ここに役立つ仕事でございます。

次に、29ページに外国人旅行者向け宿泊施設の情報提供の充実ということが書かれております。

この背景を説明いたしますと、13ページをあけていただければと思うのですが、一番下に(5)としまして、日本ブランドの発信を行う際に「情報通信手段の多様な活用を」ということが書かれております。現状の認識として、「外国向けのネットサイトはまだ貧弱で、官民挙げてその整備を図る必要がある」等々とありまして、「英語だけでなく、中国語、韓国語での表示が望ましい」という記述がございます。

現在でも一定程度の情報発信はされておりますけれども、この分科会にも委員として参加いただいております福川伸次委員から、イギリスでUK NOWというすばらしいサイトがあるという御紹介がございました。これは政府官公庁だけではなくて、大使館とか、ブリティッシュカウンシルとか、さまざまな機関が力を合わせて日本語で日本向けに発信をしておるサイトでありまして、観光だけでなく、留学とか、仕事をするとか、さまざまなものに役立つすばらしいサイトでございます。それをお手本にしてつくるべしというような御議論がございました。我々もそれを非常に重く受けとめまして、可能ならばUK NOWを超えるようなものをつくりたいということで作業いたしております。

その中の一つの要素となるものが宿泊施設の情報提供でございます。特別にここで御報告しております趣旨は、この制度自体が国際観光ホテル整備法という法律に基づいておりまして、その法律の改正を今国会に提案させていただいておりますので、ここで御報告いたします。

政府登録ホテル・旅館の現状でございますけれども、一般には国際観光ホテルとか国際観光旅館ということで知られておりますが、高級ホテル・旅館の代名詞みたいな使われ方をいたしております。本来は、外国人を受け入れるのに足りる物的、人的なソフトな面まで含めて施設を整備したときに、政府登録ということで分類をし、外国人に提示をするという趣旨であったのですが、高級ホテル・旅館の代名詞ということでありまして、外国人の受け入れ意思が希薄なところも入ったりしておりました。それから外国への情報発信は不十分でございました。日本語の冊子が1冊あるだけでしたので、そういう点を改めまして、下に「新システム構築を推進中」と記述してございます。政府がやっておりますもの以外に民間でも既にいろいろな情報提供がなされてお

りますけれども、施設数が少ないとか、サイトが10も20もあるとか、英語だけであるとかということがございましたので、両方を総合しまして、外国人が日本に泊まりたいと思ったときに適切に施設が選べるようなシステムを構築し、それを先ほど申しました日本の魅力を全般的に発信する情報発信のウェブサイトの中に組み込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

田端旅行振興課長 最後に、旅行振興課長、田端でございます。私から、休暇関係とSARSの関係の御説明を手短にさせていただきたいと思っております。

30 ページは、ゆとり休暇取得促進の関係の今までの政府での議論の位置づけでございます。先ほど観光部長から御説明させていただいたことと重複するところがございますので省略させていただきます。

31 ページでございます。ゆとり休暇の取得促進の関係でございます。

年次有給休暇の国際比較を掲げてございまして、日本は年次有給休暇を平均で約9日しか取っていない、18日のうちの半分ということでございまして、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等と比べますと、休暇を取るという状況に今ございません。フランス、ドイツは、一番左の下に記述してございます学校休暇の分散などの取り組みをしております。フランスでも、あるいはドイツでも、ゾーンに分けて休みの時期を分散化しております。こうした形で集中をしない旅行を進めていくということで、学校関係の取り組みも必要になるかと思っております。そうした意味で関係省庁一体として取り組んでいくことが今後必要になりますので、私ども、そうした横断的な動きを進めていきたいと思っております。

経済効果は、波及効果等、有給休暇を完全取得したときには約12兆円の経済効果がございます。雇用効果としましては約150万人ということで、経済産業省、私どもと自由時間デザイン協会での調査報告書で試算を出させていただいております。こうしたことを今後とも政府横断的に進めていきたいと考えております。

次に、SARSの旅行関係産業界への影響と対策についてですが、これは新聞その他で報道がされておりますので省略いたします。いずれにいたしましても、ILOが5月14日に発表をいたしましたところで、SARSの関係の影響、世界で約517万人が失業するという非常に大きな予測もされておきまして、我が国におきましても、旅行需要の大変な減退ということで大きな影響を受けてございます。

33 ページに関係の対策を掲げさせていただいております。

まず、緊急融資という形で、4番目に記述してございます中小企業関係につきましても旅行関係事業者への融資の制度について、中小企業庁とともに施策を講じました。現在既に75件程度信用保証協会の保証がされているということで、少しでも役立つような措置をとってございます。

5番目に記述してありますのは航空と旅行両方でございますが、雇用調整助成金の要件緩和につきましても特例措置を講じてございます。

34 ページは数字を整理させていただいております。4月の取扱高の見込みが3番にございま

す。海外は約 35%減で、これは少し前の予測ですが、現在の見込みとしては、4割を超えるような落ち込みになるのではないかと考えております。

4番目にゴールデンウィーク中の旅行の出発人数で、これは大変悪うございまして、海外パッケージ商品は、約7割減となっており、非常に大きな影響を受けてございます。こうした中で、SARSが収まるのを待った上で、アウトバウンド、インバウンド双方向の旅行の活性化をまた進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。詳細な範囲にわたりまして御説明いただきました。

(3) 観光白書等審議・討論、答申

室伏分科会長 それでは、ただいまの説明を参考に、諮問を受けました案につきまして、皆様から御審議をいただきたいと思っておりますので、御意見、御質問のある方は、どうぞ自由に御発言を賜りたいと思っております。

いかがでしょうか。

奥谷委員 ゆとり休暇の 30 ページのところですが、日本の休日の取り方で、確かに有給休暇の数は少ないかもしれませんが、国民の休日が多過ぎるんですね。それも飛び飛びで、3日間ぐらいの休みが余りにも多過ぎて、かえってそれがマイナスになってしまっているというのと、ゴールデンウィークというのがありますよね。国内旅行も海外旅行もゴールデンウィークにはかなり料金が高くなってしまふ。そこにまた人が殺到して混雑する。道も施設もすべて混雑する。

こういった国民の休日の取り方自体を、例えば欧米並みに30日とか25日とか、今は昔の工場労働のように一斉に工場を休止して全員休ませた方が効率がいいというような社会ではありませんし、ソフト化の時代ですから、すべて個別に仕事をするという方向にどんどん流れていっていますので、休日の取り方自体問題があるのではないかと。

そういった意味で、これは厚生労働省と関係があるのかもしれませんが、基準法の部分で、年間取りまとめて30日なら30日の休暇を取得する権利をきちっと与える。国民休日は全面的に減らしてしまうといえますか、できれば年に2日ぐらいにして、あとはまとめて取らせるような休日の取り方でかなり違ってくると思います。

また、こういったサービス業に従事する場合に、これまた労働基準局の問題になってくると思うんですが、24時間のサービス提供になってきますと働き方の問題が出てきますので、その兼ね合いも出てくるわけです。ですから、ゆとり休暇で観光を増やすという中にいろんな制度の改革をしていかないと、今の500万を1,000万に増やすというのは簡単にはいかないのではないかと感じています。

もう一つは、CIQの関係と申しますか、今、地方の国際空港をかなりつくってますよね。これもいろんな意味で、チャーター機をどんどん出して、向こうから受け入れるにしても、出すにしても、CIQでなかなか人がいない。結局国際空港というのは名ばかりであって何の機能もしてないといえますか。貨物も含めてですね。そういう国際空港をつくってもなかなか機能していないという現実、これを抜本的にどうしていくのかというのは考えていかないと、予算の問題もあるでしょうけれども、人材の問題も含めて、その2点をどう考えていらっしゃるのかなと思います。

室伏分科会長 今の点、いかがでしょうか。

金澤観光部長 奥谷委員言われますとおり、日本は国民の休日の面では今は世界に冠たる休日大国になっている。そのとおりでございます。祝日三連休化法案等も考えますと、恐らく世界の先進国の中では最も国民の休日の多い国になっております。それはもちろん背景もございまして、日本人の国民性からすると、みんなが休んでいないと休みにくいということもございましたために、そうしたことを推進してきたわけございまして、実際には三連休化が進んだことから、三連休を使っただけの祝日の効果などが上がっているというデータが過去にございました。

しかし、奥谷委員おっしゃいますとおり、これ以上みんなが休める日を増やすという形での休暇の促進は難しいだろうと我々も考えておまして、昨年来実施しております休暇の促進事業は、有給休暇を取ろう、それも分散して取っていくと、観光地、旅館等の宿泊施設も大きな設備投資が要りませんし、委員がおっしゃったように道路、鉄道も混雑しない。あるいはハイシーズンの非常に高い料金の問題も解決するというので、私どもとしては、「大きい顔して有給休暇」というのをキャッチフレーズで去年キャンペーンを実施しましたし、今年も、奥谷委員の言われる趣旨、すなわち、みんなで休む日を増やすのではなくて、それぞれの人が与えられている有給休暇をそれぞれずらして取っていく。そのために、先ほど御説明にございましたように、しなければいけないことの幾つかの中には、例えば学校の方々の御理解、御協力が要るのですね。奥様と御主人は休んで行こうと思って学校が休ませてもらえないという点があったりいたしまして、私どもこれから、今の御指摘も含めた、そうしたゆとりのある休暇を取れるような環境づくり。これは国土交通省だけでできるわけではないのですが、そうした方向に向けて仕事をしていきたいと思っております。御指摘を踏まえて、今年も取り組んでいきたいと思っております。

2番目の地方空港のチャーターの問題ですが、私ども観光部といたしましては、各方面からダイレクトに海外旅行に行きたいという要請にこたえて、航空局で地方空港の直行チャーター便の就航を、プログラムチャーター等々実施してきたことは奥谷委員御承知のとおりございまして、観光部としては、そういう施設ができたのであれば、できるだけ活用される方向に施策を進めてまいりたいと思っております。それはおっしゃるとおりで、インバウンドについても実は非常に大事なゲートウェイになっている点がございまして。韓国の航空会社が直行便を持った地域については韓国のお客様の新しいルートになったりしておりますので、おっしゃるとおり、テン・ミリオン、今度はインバウンドのテン・ミリオンを実現するために、こうした国際化された地方空港の活用といったことは当然念頭に置いてこれから取り組んでいきたいと考えております。

室伏分科会長 堤さんどうぞ。

堤委員 休日の問題ですけれども、連休のときに集中する問題は、事業者の方、ツーリズム産業団体連合会の関係から見ますと負担が大きいんです。しかし、現状として、休暇を取るときに、例えば大企業は有給休暇を取れとって強制的に取らせる企業が随分できて進歩的なところが多いんですけれども、大半を占める中小企業では、休暇を取っていたら、帰ってきたらデスクがなくなってしまうから、現実の問題としてはなかなか休暇を取りにくい。現在、有給休暇はあるんですけれども、消化していないんです。消化してもらったら十分ですけど、どうやって消化させるかというのがかなり大きい問題だと思います。

私は一番即効性があるのは学校の休みをずらすことだと思います。これは文部科学省としてはかなり抵抗すると思います。ですから文部科学省の中では多分この問題は手がかけられないので、国土交通省の立場から、観光産業の育成ということを中心にして休暇をずらしたら大変な効果があると思います。

ヨーロッパのスキーリゾートの有名なところへ行って感じるんですけれども、1週間以内のお客は取らないんですね。全部ワンウイークで売って、冬の間全部売れているわけです。どういうふうにするかということ、先週までフランス語でしゃべっていたら、次の週になったらイタリー語になったり、ドイツ語になったり。国によって休みの時期が違うので、それが交互に入ってきて非常にいい具合にいく。

我々が旅行に行くと大変なのは、いい観光地のいいホテルに泊まろうと思うと、一晩か二晩泊まるのに1週間分取られてしまいます。特にいい部屋を取ろうものなら金額がすごいものになってしまいます。

それを見ていて感じたんですけれど、日本は沖縄と北海道ではこれだけ気候も違いますから、夏休みをずらす。例えば沖縄に冬休みがあってもしょうがない、北海道に夏休みがあってもしょうがないのと同じように、地域によっては夏休みと冬休みの時間を短くするとか、そういうようなことをこちら側できちっとした考え方を持って、こういう審議会や何かの後押しで国交省が文部科学省に強く言うことは大変効果があるのではないかということですね。

ありがとうございました。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

休暇の問題ですけれど、奥谷委員がおっしゃったように、日本人の国民性といいますか、私自身含めてそうなんですが、1カ月ぱっと休むことはできないし、しないということで、会社に入ってから40年以上そういう生活をしてきているんですけれど、私どもの相手のアメリカ、豪州、イギリス、ブラジル、そういう国々の人を見ていると、彼らは夏休みを取るといったら、物すごい重要な要件があっても予定どおり出ていってしまうわけですね。そういう点では本当に徹底してまして、また、それに対して誰も非難もしないし、しょうがないということで受け入れられるわけです。私も、社長になったら、あるいは会長になったらそういうふうになろうと思ってきているんですが、社員に

もそうさせようと思っていますが、夏休みでもせいぜい1週間が精いっぱいです。

ほかの大企業の皆さんを見ていても、日本の場合にはほとんどそういう感じですね。ですから、先ほどの話ではドイツ、フランスは30日が普通だ、平均であるということですがけれども、そういう方向に日本を持っていくためには、経営者も、政府サイドにおかれても、休暇を取るということをキャンペーンにして言わないと、なかなか取りにくい。特に最近は景気も悪いですから、大企業もまた休暇を取らないように戻ってきていますね。

堤さんから今御指摘がありましたように、中小企業の皆さんはもっと厳しい現実にありますから、休暇を取ったら席がなくなってしまうということで、本当にこの問題は深刻だと思います。ですから、景気がこれから立ち直ってきましたら、休暇をもっとたくさん取るというキャンペーンが必要ではないかと思います。

ほかに御意見いかがでしょうか。

西村委員 少し話題が変わるんですけども、観光交流空間についてです。

一つは、数年前までの観光白書は表現として「観光資源の保護」という言葉を使っていたらっしゃいましたよね。「観光資源の保護」は幾ら何でも点的で、もう少しトータルな空間を大事にするという意味でこういうふうに変ったというのは大変大きな変化だと思って、評価したいと思います。

インバウンドにしても、国内観光にしても、環境が美しくないとだれも感動しませんし、行きたくもないわけですから、これは一つの大きな基本だと思うんです。ただ、ここで今やろうとされていること、今までやられたことも、どちらかというとし町村でいろいろやってください、それを応援しますということが多くて、そういうモデル事業をこれからもやられようとしていると思うんです。それはそれでいいと思いますが、もう少し戦略的に国として、景観整備とか、まち全体をきれいにするようなことが考えられるのではないかと思うんです。

一つの大きなアイデアなんですけれども、主要な幹線道路沿いをきれいにするというようなことに関して、もう少しきちんとしたイニシアチブをとれるのではないかと思うんです。今でも地方空港に行くと、空港から町の真ん中に行く道路がきれいになっているところ。例えば熊本や、富山空港へ行くと感じがいいですね。ですから戦略的な道の沿道をきちんとしていく。そのために今ある通常予算を優先的に配分するとか、そういう道路を何らかの形で指定する。ここでは「シーニックバイウェイ」とありますけれども、高速道路はそうだと思うんです。高速道路の周辺、沿道というのは、ある意味ドライバーの福祉のためにもなっているわけだから、それこそ道路特会を入れて、道路だけではなくて周りの環境を整備するということまで使うとか、いろいろなことが考えられます。

アメリカですと、50年代にハイウェイ・ビューティフィケーション・アクトというのをつくって、ハイウェイの周辺の変な立て看板を全部取るということをはじめています。60年代にそれがアメリカからムチの政策が変わって、それで定着していつているわけです。その意味で言うと、高速道路、日本でも高速道路の両側500m以内では、例えば屋外広告物法で立て看板は禁止になっていますけれども、ほとんど守られていないわけですね。ですからもう少し立て看板を規制したり、資

材置き場になっているようなところを整備していくとか、できるのではないかと。

アメリカのシーニックバイウェイというのは、各州ごとにハイウェイはそれでできたわけで、その次の都市間道路ですね。州の中の道路に関して州民参加で、この道路は非常にいいんだというのをリストアップしてもらって認定をして、2種類認定があるわけです。一番いいのはオールアメリカンロードという一級の景観道路。その次がシーニックバイウェイで、それには先ほど言ったようにいろんな事業を優先的にやっていくという仕組みをつくって、ロードマップにはそういう線が載っているんです。そうするとアメリカの、AAでしたか、アンケートによると、6割ぐらいの人はドライブするときにそれを参考にして走るというんです。そうするとかなり経済効果も生まれるわけだし、そのために競争してシーニックバイウェイになりたいということも起きてくるわけだから、もう少し戦略的に、道路環境といいますか、観光地に行くまでの全体の道行きを良くするということだと、もう少し主導的に国としてもやれる施策があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

三沢総合政策局長 総合政策局長でございます。

おっしゃるとおりでございます。問題になる点が幾つかあるのですが、一つは先生が言われました看板ですね。もう一つは電柱の問題で、今私どもは、国土交通省の中で次官をヘッドにして、もう一回、景観といいますか、美しい国づくりをするために具体的に何をしていたらいいだろうかという総点検作業をやっておりまして、電柱の地中化も相当道路特定財源をつぎ込んで、ぎりぎりここまで持てるというところまで負担もしているのですが、それでも電力会社の負担がちょっと残るので、電力会社サイドは今の環境の中でなかなかやりたがらない。そうはいっても、先生がおっしゃるように、重点的な地域を決めて、ここはなくすんだというある程度の決意を持ってやらないとなかなかうまくいかないのではないかと。そういうために具体的にどういう新しい手法が必要かというようなことを研究しております。

看板は、これもやや弁解になりますが、法律的な規制の手段は一応整っていて、つまり、規制できる区域もちゃんとある。ただ、問題は全く守られていない。守られていないということについて、一つは守らない側の意識の問題というのは相当あるのではないかと思います。もう一つは、それを執行するのが地方公共団体で、実際に違法看板を排除するためにどのぐらいの能力を公共団体が注ぐかということ、なかなかそういう現状にはなっていない。

しかし、そうはいっても、例えばもうちょっと簡易な手続で違法な看板を除却できないか、もう一つは、必ずしも法規制ということに限らず、まちぐるみで一定の区域を総点検して、ここはひどいじゃないかということをもみんなで認識し合って、看板を出している人が、これはまずいと思うような環境をつくらないとなかなか直らないのかということ。

もう一つは、看板そのものも汚いのですけれども、そもそも日本のバイパス沿いは土地利用そのものが非常に汚い。それは営業の自由なので、そういうことをすること自体が悪いわけではないのですけれども、もうちょっと土地利用として整序して、いい形に持っていけないか。それも国としていろいろな法的な手段は提供しながら、まちとしてある程度きちっと話し合いをして、この地区はどうするということを決めていかないと難しい面があるかと思います。したがって、我々は今、新しい規制的な手段、あるいは予算的にどうするかということも含めて、いろいろな検討をし

ております。

あわせまして、自治体も、一般の方も含めて、きれいなまちやきれいな地域にするにはどうしたらいいかという、総点検運動的なものをどうやって起こしたらいいか。そういうことを含めて、今いろいろ議論を中でしているところでございます。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

では、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

鳥飼委員 3点ほど伺いたいことがあります。

一つは、今のところにも少し関係するんですけども、ハード面でのインフラ整備ということが出ていたと思うんです。バリアフリーというような考えはここには特に出ていないんですけども、組み込んでいっちゃうかどうかということが1点です。この間も東京の比較的近くの海辺に参りましたら、新しく整備されていまして、トイレはバリアフリーになって、車いす対応ですばらしいものができているんですが、浜辺へ下りようとしてみると、あとは普通の階段で、車いすの方は遠くから海を見ればいいでしょう、ということになっている。これははなはだ不親切ではないかという気がしましたので、そういったことを1点お伺いしたいと思います。

それから、外国人旅行者向け宿泊施設の情報提供の充実ということが29ページに書いてありまして、これは非常に重要な部分ではないかと思っております。英語だけではなく多言語を使用するという発想の切りかえは非常に重要なことだと思いますが、今、例えば旅行などという場合にどうするかというと、航空券も含め、宿についてもインターネットで直接手配をするということが大変多くなっているわけですね。その観点から見ますと、日本の宿泊施設ははなはだ、ここにも遅れているということが書いてありますけれども、遅れているというか、不親切で、コミュニケーションに関する意欲が感じられないという気がいたします。インターネットを通してどうやって魅力を売り込んで予約をさせるかということへの意欲が全く感じられないんですね。

はなはだしい場合は、自分がインターネットで予約して行ってみますと、インターネットではこれだけのクレジットカードが使えますということが出ているんですけども、日本旅館の場合には、「うちはカードは勘弁してください、現金をお願いします。」と、それなら出さないでくださいというようなところがまだ結構あります。

ホテル・旅館のお部屋の紹介にしましても実にありきたりで、これも外国のホテルを見ますと、どういう部屋で、眺めはどうであって、これが幾らである。この部屋は安いけれども眺めがないとか、本当のところを提示した上で選んでもらうという姿勢があるんですが、日本の場合は行ってみないとわからないという恐ろしい感じもあります。

「今後」のところで「外国人受入れの意欲を真に有する宿泊施設」とあるんですけども、これは掘り起こしていただきたいような気がいたします。受け入れたくないと思っているところも受け入れるように意識を改革していったら、そこにもインターネットを通してもっと積極的にアピールすることが大事なかなと思いますのは、外国人を受け入れるというと、外国に行ったのと同じような環境を提供するホテルが一番便利だろうということになりがちなんですけれども、そうではなく

て、外国にはないもの、日本の温泉旅館に泊ってもらって、お布団に寝てもらおうというようなことです、そういうところは外国人を受け入れることについては大抵意欲がないんですよ。しかし、逆にそういうところを何とか引っ張り込めないだろうか。

フィルム・コミッションということがどこかに出ていましたけれども、トム・クルーズが来て映画の撮影をしたときに、トム・クルーズが泊まるようないいホテルがないからといってヘリコプターで往復させているんですね。そんなもったいないことはないので、映画の撮影地には旅館ぐらいはあるわけで、何も大都市の大ホテルにヘリコプターで送り迎えするのではなく、トム・クルーズにも日本の普通の旅館に泊ってもらって温泉に入ってもらおうというもっと前向きの、日本の良さをぜひ味わっていただきましょうというふうには持っていけないだろうかという気が強くしております。だからもっと積極的、能動的なコミュニケーションへの方策がとれないものかということ。これは質問ではなくてコメントです。

もう一つ質問は、留学の関連もどこかに出ていたんですけれども、今、中教審で留学部会をつくって日本における留学を全部洗い直しをしておりますが、留学といっても短期から長期いろいろありまして、この潜在マーケットというんでしょうか。この人たちがもたらす、この人たち自身が観光するということも当然ありますし、この人たちが自分の国に帰った暁に、日本のあそこはいいよ、是非行ってごらんよ、という連携が考えられないだろうか。

もう一つ、留学とは違いますけれども、これは文部科学省と外務省との管轄になるんですが、ALTですね。日本の英語教育には今、何千人というアシスタント・ランゲージ・ティーチャー、主に英語ですけれども、この若い人たちが世界中から来てまして、これを文部科学省は今、戦略構想で倍増して1万人を超すような人たちを招きたいと。実際にそういう方向で動いていますけれども、この人たちは日本全国津々浦々にばらまかれるわけですね。2年ほど滞在するわけですけれども、その人たちは大学出たての若い人たちですから、英語教育だけやって国に帰ろうとは思ってなくて、せっかく来たから日本を見たいと思っているわけです。そういう人たちにうまく日本を知ってもらって、この人たちも帰ると日本の良きスポークスマンになり得る人材であるということで、この人材をもう少し活用できないだろうかと思えます。

以上です。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

今のバリアフリーの件と留学の件、簡単にお答えいただけませんか。

真鍋観光地域振興課長 まず、バリアフリーの件について御報告いたします。

交通バリアフリー法というものを先年つくりまして、2010年までに、主要なターミナルとか鉄道の駅、具体的に言いますと1日5,000人以上利用者があるようなところですが、段差を解消する、点字ブロックをつくる、バリアフリーのトイレをつくることを進めるということでやっております。もう少しお時間をいただければ、公共交通系のところの成果は出てまいるかと思えます。

建物の方は、去年ですか、ハートビル法を改正いたしまして、今年から適用になっておりますけれども、バリアフリーの努力義務を課しておりました対象物をもう少し広げて義務づけるとか、

さまざまな措置をいたしまして、ホテル、デパート、劇場、共同住宅、そういうものに対してバリアフリー化を進めるといふ施策を強化いたしております。

ホテル・旅館につきましては、細かいので申し上げませんでしたけれども、政府登録ホテル・旅館につきましては、待遇サービス向上促進目標があり、急にはできないけれども時間をかけて水準を上げてくださるといふ中に、バリアフリー化された客室整備をしていくという中身を入れております。

アメリカで、ディスエーブルド・アメリカン・アクトでしたか、DACとかいう法律が州法であって、カリフォルニアなどですと、たしか客室の2%近い部屋をバリアフリーにすることが義務づけられておりましたけれど、それに近い数字を努力目標の数値として示すようなことも考えております。これは関係事業者の意見とか、本当にニーズがあるかどうかといふのを見極めないとなりませんけれども、そういうことかできるような制度を導入しまして、ハートビル法でもホテル・旅館を対象にしておりますので、それと連携をとって、義務づけではないけれども、好ましいものであるといふことで提示ができないかといふことを考えております。

それから、インターネットでホテル・旅館などの魅力売り込む意欲が感じられないといふことでございますけれども、日本人はインターネットの使い方が韓国などに比べてまだまだ下手でございます、先ほど報告しました総合的な魅力を売っていくサイトについては、その中に旅館・ホテルの情報を入れようと思っておりますけれども、現在登録ホテル・旅館が3,000軒ございますが、外客を倍増するとなればこれでは足りませんので、委員おっしゃったように、もう少し掘り起こしをしていって、なおかつ上手な売り込みをするといふことを考えております。

ただ、まずは全体的なリストみたいなものをつくるというところからやりたいと思っております、順次、例えば部屋の中が見られるとか、場合によっては動画ぐらいまで将来的には行けるかもしれませんが、そういうことも視野に含めて情報提供の事業を進めております。

それからフィルム・コミッションのお話がありました。現在日本の国内でフィルム・コミッションの組織が、自治体とか地元の商工会議所が中心になってつくったものが四十幾つございまして、それがだんだんふえてきております。その活動は、まだ黎明期ですので、こなれていない点がありますけれども、国土交通省でフィルム・コミッションのノウハウ集みたいなものをつくって提供しております、だんだん上手になるのではないかと考えております。

それから留学の点ですけれども、留学自体は文部科学省でお考えになることかと思っております。ただ、ビジット・ジャパン・キャンペーンで観光客だけ呼ぶのかという点がございまして、もう少し広げてもいいのではないかという意見もございまして、修学旅行みたいなものとか、修学旅行の折に日本の名所旧蹟を見るだけではなくて、学校同士で交流したいというニーズもあるやに聞いています。ただ、受け入れる学校がない。つまり、語学の能力とか、そういう体制整備ができないので受け入れができない、実際は受け入れられる体制を整えられるのだけれどもリストがないとか、さまざまな問題を聞いておりますので、ビジット・ジャパン・キャンペーンの周辺的な事業として、それは手がけることがあるのかなという気がいたしております。

多面にわたりましたので不足かもしれませんが、以上でございます。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

金澤観光部長 会長、補足させていただいてよろしいですか。

室伏分科会長 どうぞ。

金澤観光部長 今回の鳥飼委員の御質問及び御指摘は、まことにそのとおりだと思って拝聴しておりました。

特に観光地等で、トイレあるいは表示までは、多言語表示なりバリアフリー化されているものを私どもが観光部の関係で補助をするときにはそういう指導をしておりますからできても、その観光地の中で、先ほどの例に出た、海岸に下りていくビーチはまだまだ整備が遅れているということでございます。ユニバーサルデザインという考えは観光部ももちろん持っておりますし、私どもが観光地のバリアフリー化なりトイレの増設等の指導をするときに、地元の市町村にはそのような御指摘を踏まえた指導をこれからもしていきたいと思いますが、一気にすべての場所でユニバーサルデザインが進まないとすれば、委員おっしゃったように、あるところを集中的にしていって、そこに多くの方が来られるようになると、それを広げていくという形でしていくのかと思います。貴重な御指摘ありがとうございました。そのように指導をしていきます。

3番目の留学生の問題で、特にALT (Assistant Language Teacher)のお話が出ました。この方々は、潜在的に日本の観光をそれぞれの国において売り込んでいくときに、日本の魅力を御存じの外国の方ですので、連携ができないかという認識を私どもも持っております。例えばアメリカ部会での検討の中で、ALTのOBリストを入手した上で、そういった方にアプローチする。あるいは日本に駐留された方、先ほども御説明したように、実は今、アメリカの場合には、リタイアピープルを中心にと考えておりますけれども、これから7年間やる事業の中では、今御指摘いただいたALTをもっと活用するといったことも、それぞれ国によって状況は違いますが、間違いなく英語のALTが多いわけですから、米国の場合はかなりの方々が御帰国になっておられますから、そういった方へのアプローチもこれからの課題として考えていきたいと思っております。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員 3点ほど申し上げたいわけでありましてけれども、第1点はビジット・ジャパン・キャンペーンのことで。

国際観光の面で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心としていろいろな施策を総合的に進められている。これは大変意味の大きなことであって、これからもぜひ進めていただきたい。私も責任の一端を担わせていただいておりますので、ぜひ協力しながらやっていきたいと思っております。委員の方々の御協力も得ながら、ぜひ成功させていただきたい。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、キャンペーンをやっていくときに、相手方の国民感情。例え

ば、今、台湾の人たちというのは、台湾の医師が日本で、ある意味ではひどい目に遭ったというような認識を持っている可能性があるし、台湾の人たちは日本から締め出されていると思っている気配があるわけです。そういう相手の国の方の国民感情というもの。これはいろいろなところがあると思いますので、それぞれのTPOを考えながら、相手方の国民の気持ちになって、何をしたらいいかということ、非常にデリケートな問題ですので、そこに配慮する必要があるだろうと思います。そういうことに気をつけながら、日本側からだけ見るのではなくてやっていただきたいと思います。

2点目は、鳥飼委員がおっしゃった宿泊施設の問題でございますけれど、宿泊施設についての情報というと、外国で言うとミシュランみたいに星が幾つということで、消費者がその施設の値段とサービスと施設を判断できるというような基準があるわけですね。これについて日本がやろうとして、実際は非常に拒否反応が強いという現実があるわけです。官製といいますか、役所サイドがそういう星を決めるような仕組みになってくるとだめだと、こういうふうに言われて、今まで長い間これは成功しなかったわけです。

しかし、消費者サイドから言うと、ある程度客観的な基準というものがあつた方がいいのではないかと。そうするとそれは、利用者にとっても、施設側にとっても受け入れられるような仕組みで星制度みたいなものが入れられないだろうか。有識者、あるいは専門家というんでしょうか。そういった人たちを集めて、そういう星を決める協会みたいなものをつくって、みんながボランタリーにそういうことを利用しながら、その星を一般の利用者にわかってもらうというような仕組みが考えられないかと思うわけです。

その仕組みをつくることまでは観光部のお仕事ではないかと思うので、もう少しそこを考えてもらいたいと思います。直接やるのではなくて、そういう仕組みをつくることによって、施設側にも受け入れられるし、利用者側からも受け入れられるようなことが考えられないかなと。もう少し工夫していただける余地があるのではないかと思います。

3点目は観光白書の問題であります、「国民の観光旅行促進のための取組み」というのがある。「国民の」というのはいかにも古めかしいので。実は何を隠そう、私が観光基本法というのを昭和38年につくったときに書いたのですけれど、そのときに「国民の」と書いたんです。それがあつたので一層気になったのかもしれないんですが、要するに国内の、国際観光でない、外国の人に来てもらうのではなくて、日本人たちのために何をしたらいいかという施策なんです、これはずっと長い間貧弱だと思うわけです。

その中で、あるときはリゾートをつくるというようなことで、リゾートについての国の施策というのがあつたと思うんです。その次に参りましたのが、堤委員が中心になって貢献していただいた休暇の問題です。休暇を増やしたことが観光産業にとっては大変プラスになったし、旅行者にとっても大変プラスになったと思ひまして、その点は一つの政策として非常に有効だったと思ひます。

それが、なお努力は続けるけれども、あるところまで来た。そうすると今の段階で一体何が残るんだ、何をしなければいけないだろうかということになると、これは私見ですけども、一つは、地域の発展のために観光が必要だという地域に住んでいる人たち。その市民の人たちが参加する市民参加型で観光地をつくり、観光客をお迎えするというような、地域ごとの、例えばボランテ

ティアガイドとか、花いっぱい運動とか、いろいろあるわけですけど、そういったものがこれから大変大事なのではないか。それをどうやって地域の中で育てていくか。それについて国が一体何をすればいいのか。その辺が問題ではないかと私は思っておりまして、是非御検討いただければと思います。

以上です。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

何か御回答いただけますか。

金澤観光部長 中村委員から3点、大変貴重な御示唆をいただきました。

私からは、特に観光施設情報については、観光行政のみならず、観光界の積年の課題だと我々は受けとめておりまして、おっしゃるとおり、どんな仕組みだったらいいかということの模索をまだしております。したがって、しっかりその仕組みを考えるのが観光部の責任ではないかという言葉も私も重く受けとめまして、宿泊施設側にも受け入れられるけれども、外国から来た方、あるいは国内の観光客の方にどのようにしたら貴重な情報が伝わるかということについては、引き続き考えていきたいと思っております。

先ほど申し上げた宿泊情報を外国に提供するホームページ等の関係でも、一步前進にならないかと思っておりましたが、今おっしゃったように、もう少しはっきりした仕組みで、例えばミシュランのような仕組みになればもっと国際的に通用するものですから相応しいわけで、御指摘のとおり、その点については宿題として我々も継続で考えていきたい、また、委員の皆様からもいろいろと御示唆をいただきたいと思っております。

それから、冒頭言われた、SARSとの関係で、ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施の際に相手国の国民感情に十分配慮していくという御指摘、まことにごもっともであります。我々も、これから台湾、香港、中国の方に来ていただくというキャンペーンを始めた矢先に、外国の方々に、さも日本国民の多くがそうした方々を差別するかのような情報が伝わることはまことに憂えて危惧しております。そうしたことのないように、我々も、日本国民が本当に多くの外国の方々に今後来ていただくように努めていくということがはっきり伝わるようなキャンペーンをしていきたい。

ただ、そうしたことに十分留意しながら、一方で、SARSの蔓延ということに対する国民の要求は非常に高いわけでございますので、その兼ね合いだと思いますが、その点十分配慮したキャンペーンの実施を考えていきたいと思っております。

3点目については、真鍋課長からも補足してもらいますが、これからの観光地というのは、ただ施設が立派で、すばらしい観光資源を持っていれば終わりというのではない。その地域の人々との出会い、交流ということが観光の持つ魅力でございますので、花いっぱい運動等、中村会長のところでも大変な取り組みをいただいていることは我々もありがたく思っておりますが、ボランティアガイド等の一層の活用ですね。それについて国がどういう手だてでそうした地域の活動を助けていったらいいのかというのは、私どももこれからも考えていきたいと思っております。

まことに貴重な御示唆、ありがとうございました。

真鍋観光地域振興課長 2点目の御指摘の宿泊施設のミシュランガイドみたいなものがないかという点でございます。

さまざまな検討をしていましたが、今のところまだ、これならば利用しやすい事業者も受け入れやすいというものがみつかっておりません。最低限、宿泊施設の客観的な情報を多面的に流し、そうすればどういうものかがわかる。どのランクに属するかまではわからないにしても、どんなものかはわかるということがあれば、かなりの情報提供になるということベースラインとして考えております。

それから、「客観的な」というリクエストをいただいたのですが、食べ物の本でザガット・ニューヨークというのがございます。これは食べた方が何点という評点をつけて、それを平均して本に載せておまして、ザガットの東京版もあつたりいたしますけれども、これは利用者の主観的なものを平均するという形でつくられたものでございます。

客観的基準ということになりますと、どうしてもソフトの要素が抜け落ちてまいります。接客の度合いとか、快適さとか、抜け落ちてまいりますので、ザガットのような方式まで視野に含め、なおかつ、これを運営するようになりますと加入者からある程度の加入料金をいただかないとなりませんし、審査するという事になれば相当な費用もかかってまいりますので、利用しやすく、なおかつ運営費の負担などが余りかからないようなものということでつくってまいりたいと思っております。

それから、観光地のあり方についてでございますけれども、なるべく通過型とか物見遊山型ではなくて、観光を契機として交流できるようなものという切り口で、いろいろな観光形態を世の中に提示すべく考えております。体験型のものも非常に有望な市場でございますし、地域が非常に活性化いたしますので、そこは国土交通省でも力を入れておりますし、農林水産省でも、グリーンツーリズムなど、そういう面で力を入れておられますので、連携してそういう視点を持ってまいりたいと思っております。

室伏分科会長 どうもありがとうございました。

大変熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様はまだ御意見もあるかと思いますが、予定の時間になりましたので、そろそろお開きにしたいと思います。

諮問に対するこれまでの御審議を承っておりますと、各般の御意見あるいは御指摘がございましたが、大筋においては本案に対し御賛同であると拝察いたします。委員の皆様の貴重な御意見につきましては、今後政府におかれまして十分配慮して政策の実行に当たっていただくことを希望しております。

また、細かい字句の修正については、私に御一任頂くことにさせていただきまして、諮問に対しましては「妥当である」旨の答申を行いたいと思っておりますが、皆様方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

室伏分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますから、そのように答申させていただきます。これで議事はすべて終了いたしました。

なお、本日の議事につきましては、本分科会運営規則第7条及び第8条によりまして、「議事録を作成し、速やかに公開する」こととなっておりますので、私に御一任いただきたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

金澤観光部長 まことにありがとうございました。

本日の御議論を踏まえ、私どもといたしましては、観光白書の原案を閣議に6月10日、諮ることといたしたいと思います。その閣議決定を経て国会に提出をさせていただきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

室伏分科会長 ありがとうございました。

本日は、御多忙中にもかかわらず、長時間にわたり御審議いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉 会